

「令和7年度 本校の取り組み概要（別紙1）」

R7.3.11

◎取り組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「みんなちがってみんないい」「居場所づくり」「教職員全員による組織対応」「いじめの未然防止」「早期発見、早期対応、早期解決」

◎R7年度 年次計画

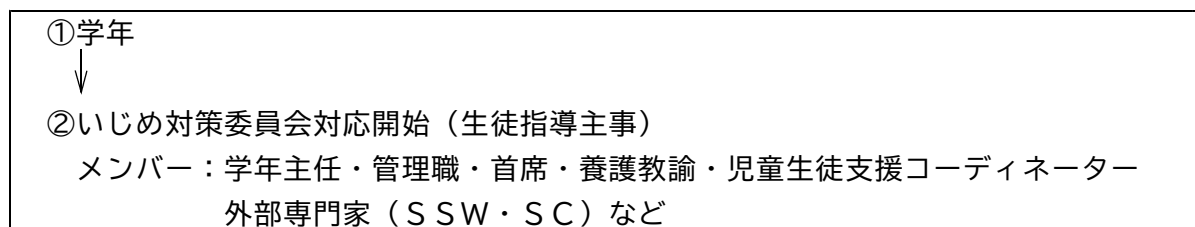
月	主な取り組み内容	
	子ども	教員
4月	・ 集団づくり【学級開き】 ・ 部活動紹介、仮入部 ・ 部活結成	・ いじめの防止について説明(入学式) ・ いじめ防止基本方針について確認(教職員) ・ 問題行動報告及び生徒の様子との交流 (googleにて通年で共有)
5月	・ 学年目標、学級目標づくり ・ 命の授業【三年】 ・ 修学旅行に向けて【三年】	・ 保護者への相談窓口周知 ・ 生徒への相談窓口周知 ・ いじめ対策会議
6月	・ 集団づくり【一年宿泊行事】 【二年校外学習】 【三年修学旅行】 ・ 生活アンケート並びにカウンセリング ・ いじめを許さない学年に【一年】 ・ 縦割りカラー抽選	・ カウンセリングに向けてヤングケアラー、いじめの定義など職員研修 ・ いじめ対策会議
7月	・ 情報モラル教育【全学年】	・ いじめ対策会議 ・ スクリーニング会議
8月		・ 人間関係相関図
9月	・ 集団づくり【体育祭・応援】	・ いじめ対策会議
10月	・ 集団づくり【芸術祭に向けて】 ・ 情報モラル教育【二年】	・ いじめ対策会議
11月	・ 生活アンケート並びにカウンセリング	・ いじめ対策会議 ・ スクリーニング会議
12月	・ 入学説明会並びに体験授業【小中連携】	・ いじめ対策会議
1月	・ 命の授業【二年】 ・ 命の授業【一年】	・ いじめ対策会議
2月	・ 命の授業【三年】 ・ 生活アンケート	・ 学校自己診断アンケートの報告 ・ いじめ対策会議
3月	・ カウンセリング	・ いじめ対策会議 ・ スクリーニング会議

◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時は「重大事態対応フロー」参照）

いじめ対策委員会設置までの流れ

シグナル発見 ※いじめのシグナルとは、本人、保護者、まわりの子ども、教師の誰かがいつもとは違う、おかしいと感じること。

組織対応 ※担任一人で抱え込む時間を持たない。



確認のプランニング

①事実調査・確認方法の協議



②実施（聞き取り・アンケートなど）



③指導・支援方針のアセスメント（いじめの程度、人間関係、被害者の被害状況・支援、加害行為の原因など）



④指導・支援方針のプランニング（被害者・加害者・周囲の子ども、他のクラスの子どもに対して）



⑤保護者に連絡（早期に）



⑥役割分担による実施



⑦その後、３ヶ月間観察



解消（客観的・主観的両方の解消が必要）

◎方針として

①生徒にいじめがあったときは、すぐにいじめ対策委員会を設置し、協議したことを職員朝礼、職員会議等で速やかに全体に報告し、共通理解のもと問題の早期解決を図る。

②定期的にいじめ対策委員会を開き、生徒の生活の実態を報告しあい、その内容を職員会議で報告し、全体の問題として共通理解を図る。

③専門家や関係機関との連携を積極的に図る。（ＳＳＷ、ＳＣ等）

④いじめが解消しても、３ヶ月間観察を続け、本人（保護者）の思いと関係教員の客観的な見取りのもと、いじめ対応委員会で判断を行う。

◎重大事案への対応フロー

0. 重大事象とは

生徒や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）

1. 重大事象の発生

2. 事象を市教委へ報告

3. 市教委が調査主体を判断



4. 市教委が調査主体となるとき

市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

4. 学校が調査主体となるとき（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

- 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しっかと向き合おうとする姿勢で臨む。
- いじめを受けた生徒生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。
 - ※ 関係者の個人情報に十分配慮すること。
 - ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- 調査結果を地方公共団体の長等に報告
 - ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ※ 調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼等を行う。
 - ※ 保護者、地域、報道等に対する情報提供を行う。